流通・取引慣行ガイドライン改正(案)からの主な変更点

No.	変更箇所	変 更 点
1	第1部3	「市場閉鎖効果が生じる場合」とは、非価格制限行為により、新規参入者
	(2) ア	や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなく
		なり【.】事業活動に要する費用が引き上げられる,新規参入や新商品開発等
		の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又は
		これらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合をい
		【い、このようなおそれを生じさせない行為については、「市場閉鎖効果が生
		<del>じる場合」とは認められない</del> <u>う</u> 】。
		(→価格維持効果が生じる場合についても網掛け部分と同様の修正を行う。)
2	第1部第	(1) 考え方
	2 の 7	複数の商品を組み合わせることにより、新たな価値を加えて取引の相手
	(1) (2)	方に商品を提供することは,技術革新・販売促進の手法の一つであり,こ
		うした行為それ自体が直ちに独占禁止法上問題となるものではない。
		しかし, 【 <del>こうした行為によって,市場閉鎖効果が生じる場合には,不</del>
		公正な取引方法に該当し、違法となる(一般指定 10 項(抱き合わせ販売
		<del>等))。</del> 事業者が,ある商品(主たる商品)の供給に併せて他の商品(従た
		る商品)を購入させることは、当該事業者の主たる商品の市場における地
		位等によっては、従たる商品の市場における既存の競争者の事業活動を阻
		<u>害したり,参入障壁を高めたりするような状況等をもたらす可能性があ</u>
		<u>る。</u> 】
		(2)【 <del>市場閉鎖効果が生じる場合 独占禁止法上問題となる場合</del> 】
		ある商品(主たる商品)の市場における有力な事業者が,取引の相手方
		に対し,当該商品の供給に併せて他の商品(従たる商品)を購入させるこ
		とによって,従たる商品の市場において市場閉鎖効果が生じる場合には
		(注 10),不公正な取引方法に該当し,違法となる【 <u>(一般指定 10 項(抱</u>
		<u>き合わせ販売等))</u> 】。
3	第1部第	(2)【 競争品の取扱制限としての機能を持つリベート
	3 0 2	事業者は、取引先事業者の一定期間における取引額全体に占める自社商
	(2)	品の取引額の割合や、取引先事業者の店舗に展示されている商品全体に占
		<u>める自社商品の展示の割合(占有率)に応じたリベート(以下「占有率リ</u>
		ベート」という。)を供与する場合がある。また、事業者は、例えば、数
		量リベートを供与するに当たり,一定期間の取引先事業者の仕入高につい
		<u>てランクを設け、ランク別に累進的な供与率を設定する場合がある。この</u>
		ような場合において、リベートの供与が、競争品の取扱制限としての機能
		<u>を持つことがある。</u>
		<u>このようなリベートの供与が、競争品の取扱制限としての機能を持つも</u>

		<u>のといえるかどうかを判断するに当たっては、リベートの水準、リベート</u>
		を供与する基準,リベートの累進度,リベートの遡及性等を総合的に考慮
		<u>して判断することとなる(注 11)。</u>
		ア】占有率リベート
		   社商品の取引額の割合や,取引先事業者の店舗に展示されている商品全
		│ <del>体に占める自社商品の展示の割合(占有率)に応じてリベートを供与す</del> ┃
		<del>る場合がある。</del>
		<del>このような</del> 】占有率リベートの供与が、競争品の取扱制限としての
		機能を持つこととなる場合は、・・・
		   【 <del>_(3)_</del> イ】著しく累進的なリベート
		【事業者は、例えば、数量リベートを供与するに当たり、一定期間の
		<del>取引先事業者の仕入高についてランクを設け、ランク別に累進的な供与</del>
		<del>率を設定する場合がある。</del> 】累進的なリベートは,・・・
		【_(注 11) 個々の考慮事項のより具体的な考え方は,排除型私的独占
		ガイドライン第2の3(3)ア~エにおいて明らかにされてい
		<u>る。</u> 】
4	第2部第	・・・また,競争者を市場から排除するなどの 独占禁止法 上不当な目的を達
	3 Ø 1	成するための手段として取引を拒絶する場合には 独占禁止法 上問題となる【
		_(注4)_】。
		│ │【(注4) このような行為によって,市場における競争が実質的に制限さ┃
		れ、私的独占として違法となる場合の考え方については、排除型私
		的独占ガイドラインによって、その考え方が明らかにされている。】

<sup>※</sup>このほか、技術的修正を行っております。